

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供（令和4年度）

派遣元事業主：公益社団法人奈良県シルバー人材センター協議会

実施事業所	1.派遣労働者の数 (人)(R5.6.1現在)	2.派遣先の数 (件)	3.派遣料金の平均額 (円)	4.派遣労働者の賃金 の平均額(円)	5.マージン率	6.教育 訓練
奈良市	237	62	10,439	8,301	20.5%	○
大和高田市	36	9	9,974	7,923	20.6%	
大和郡山市	110	29	9,826	7,972	18.9%	
天理市	17	7	9,857	7,829	20.6%	
生駒市	26	5	10,249	8,062	21.3%	*
斑鳩町	22	7	9,656	7,692	20.3%	
広陵町	21	5	9,323	7,422	20.4%	*
宇陀市	20	8	9,934	7,826	21.2%	
磯城郡	99	32	9,591	7,584	20.9%	
橿原市	56	16	9,770	7,561	22.6%	*
五條市	18	8	9,456	7,283	23.0%	*
上牧町	112	13	9,822	7,845	20.1%	*
王寺町	16	5	10,837	8,431	22.2%	*
香芝市	57	16	9,939	8,029	19.2%	*
桜井市	38	9	9,775	7,671	21.5%	*
河合町	19	2	9,300	7,106	23.6%	
御所市	10	4	9,721	7,365	24.2%	
葛城市	31	7	9,822	7,493	23.7%	*
三郷町	12	4	10,115	7,934	21.6%	*
大淀町	15	7	10,026	7,877	21.4%	
平群町	6	5	9,935	7,921	20.3%	
吉野町	0	1	12,302	9,542	22.4%	
協議会	0	0	0	0	0.0%	—

※1 「派遣料金の平均額」、「派遣労働者の賃金の平均額」は、1日8時間当たりの額

※2 マージン率 = (派遣料金の平均額 - 派遣労働者の賃金の平均額) ÷ 派遣料金の平均額 (小数第2位四捨五入)

6.教育訓練に関する事項

入職時研修(派遣のしくみ、安全就業等/全事業所)、基礎研修(*印)、安全衛生教育(○印)

7.キャリア・コンサルティングの相談窓口

各実施事業所に設置しています

8.福利厚生に関する事項

労災保険：適用あり

雇用保険、健康保険、厚生年金：原則適用なし(ただし、加入要件を満たす場合は適用あり)

有給休暇：法定どおり

9.労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定締結の有無

労使協定は締結していない